

公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン

第1 目的

青森公立大学（以下「本学」という。）は、学生、教職員及びその他すべての本学構成員に対し、修学、就労、教育又は研究に関わる基本的人権を守る責務を負っており、この人権を著しく損なう各種のハラスメントを決して容認することはできない。本学は可能な限りハラスメントの防止と対策について、その責務を果たさなければならず、同時に本学を構成するすべての人々に、この問題を理解させ、ハラスメントを行わない、行わせない努力が求められる。こうした目的の実現のためにこのガイドラインを定める。

第2 ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。本学では、修学上、就労上、教育上及び研究上あるいは学生生活における関係を利用してなされるいやがらせやいじめ行為をハラスメントと定義する。

第3 ガイドラインの対象

- (1) ガイドラインは、本学の学生（学部生、大学院生、学部・大学院の研究生、科目等履修生、聴講生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者）、教職員（本学の全教職員（非常勤講師及び臨時職員等を含む。）及び客員研究員のほか、委託及び派遣契約等により本学において就労する者）及び関係者（学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者）のすべてを対象とする。
- (2) ガイドラインは、本学のキャンパスの内外、授業、研究、課外活動及び勤務等の時間の内外を問わず、本学の学生、教職員等の間におけるハラスメントのすべてを対象とする。

第4 防止のための施策と体制

本学は、ハラスメントの発生を防止するために、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントの防止に関する全学的機関として、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。
- (2) ハラスメント防止のための広報・啓発活動並びに研修の企画及び実施を行う。
- (3) ハラスメントが発生しないような環境を整備する。
- (4) その他ハラスメント防止のために必要な事項を行う。

第5 相談体制と被害の救済申立てへの対応

- (1) 本学は、ハラスメントに関して相談を希望する学生、教職員及び関係者（以下「相談者」という。）が安心して相談をし、被害を訴えることができるように、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

- (2) 本学は、被害の救済の申立てに対応するため、必要に応じて防止対策委員会の下に対策チームを設置する。
- (3) 相談員及び被害の救済の申立てについては、「別紙 青森公立大学ハラスメント対応のフロー図」により、全学的な体制をもって対応する。

第6 委員会等

防止対策委員会、相談員並びに対策チームに関し必要な事項は、別に定める。

第7 ガイドライン等の見直し

防止対策委員会は、このガイドライン等の年度ごとの運用状況を勘案し、必要があれば見直しを行うものとする。

附則 本ガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。